

中世在地官途名の位置づけと変遷

— 中世前期から惣村の成立へ —

中 村 哲 子

キーワード

在地官途名 中世前期官途名 大夫 惣村の形成 惣村の称号制度

はじめに

中世在地官途名を扱った研究は、それほど多くない。現在このテーマに精力的に取り組んでいるのが、坂田聰、菌部寿樹である。坂田は、住民の名前を素材に、村社会の構造を分析している。菌部は、村落の財政と身分の問題をりんくさせ、官途名は、人生の通過儀礼である官途成の際に、直物を抛出した村人身分の者が得る特権・身分標識であると位置づけた。それまでの研究は、官職イコール朝廷という意識が強く、朝廷の官職から在地の官途名への直線的下降を強調しそうなきらいがあつたが⁽³⁾、両者の研究は、村落

内部の問題として官途名を取り上げる点に新しさがあり、学ぶところが多い。

しかし、両者ともに、中世後期以降に広く見られる宮座での官途成や寺社修造の際の棟札から、中世全体の官途名を解釈している印象を受ける。官途名があれば、すぐに、宮座の官途成で得たものだと判断し、村落上層者が官途名を得ることを既成の事実としているのではないかだろうか。時代ごとに、在地にとつての官途名の意味を考えしていく必要があるよう思う。

これに関連して、官途名が在地に定着する背景を、上島享は成功制の広がりから、菌部は十世紀の「官人化」課役

中世在地官途名の位置づけと変遷（中村）

拒否闘争」から考察している。さらに園部は、大夫と五位職の関係を論じ、領主による官途補任から、時代とともに補任主体が在地に下降し、官途成が成立したという道筋を立てたが、それぞれ断片的で、具体的に官途名が在地に定着する過程については、触れていないようと思われる。

以上の先行研究をふまえ、本稿では、官途名が在地に現われてくる中世前期を中心に、官途名が在地に定着する過程を具体的に跡付け、在地にとつての官途名の意味を検討していきたい。

一、人名の時代的变化

— 紀伊国粉河寺領東村を例に —

中世では、実名を呼び合うことではなく、主に通称^ハ字を使用した。字には、生まれた順序を示す輩行や地名・姓・官職・肩書などが用いられた。本稿では、官途・肩書を利用した字を、「官途名」と定義する。律令制官職以外の莊官職など（準官途）を利用したものも、官途名に含める。

表Aには、粉河寺領東村の鎮守社若一王子神社に伝來した文書から、東村の者の人名を抜き出し、実名やそれぞれの官途名が、いつまで使用されたかをまとめた。まず、実名は天福元年から康永四年まで見られ、それ以降は字のみ

となる。一般に言われている、実名の減少と字の増加傾向を確認できる。実名は主に売券・寄進状に見られる。実名と字の使い分け方は不明だが、一応、実名を正式なものとする意識は存在したようだ。菅浦莊⁽⁶⁾が、嘉元三年に山門に提出した請文の署名は全て実名だが、永仁四年の「赤崎田地水入帳」には字が記されている。外に対しても、正式な署名として実名を書き、實際の耕作と関わる田地帳には、字を書いたのではないだろうか。

官途名の方は、初期には行事・案主などが多く多様だが、十四世紀後半以降、大夫・平内・右馬・左近・兵衛・衛門に限られてくる。さらに左近は長禄二年で消え、最終的に五種類の官途名が残り、明確に官途名の変化が読み取れる。残った五つの官途名の中でも、大夫は特別な位置を占めたようだ。表中でも区別したが、「衛門大夫」のように、官途名の下に大夫がつく例がかなりある。寛正六年には、輩行のみの字の者と衛門という官途名の者が、ともに大夫成をしており、この頃の衛門は、輩行のみの字と異なる価値を持たなかつたと思われる。

ところで、実名が減少する時期と官途名の種類が変化する時期は、だいたい一致する。中世前期には、日熊国宗^ハ森安主のよう⁽⁵⁾に、実名と字がともに判明する場合も多く、百姓レベルでも、両者を有していたことが確認できる。ま

た、しばしば同一の文書に、実名と官途名が混在した。

建久七年

一番行西
〔貞常〕

建久八年
〔中略〕

口部
〔為文〕

同五年
〔中略〕

安介
三郎主
徳王入令申
清二郎

健保六年
護檢交⁽¹⁰⁾

これは、奈良県北葛城郡香芝町下田、中世平田莊内の鹿島神社に伝わる座衆帳の第一紙である。祭礼頭人の交名だと思われ、高牧実は、一部の人間に限定された座が形成され、交代で頭人を務めていたと推測している。そうすると、ここには対等な立場の者が記されていることになる。清二郎のような輩行を使つた字や護檢交のような官途名、さらに貞常のような実名が混在する。人名表記の差は、身分差の表現とも考えられるが、対等な頭人集団のことでもあり、その可能性は低いだろう。当時、ひとりの人間が実名と字を有した。この史料からは、様々な人名表記が混在し、それを統一する基準が曖昧だった様子がうかがえる。

（1）中世前期官途名
中世前期の在地に見られる官途名を、『鎌倉遺文』から拾い出し、それぞれの官途の部分の意味をまとめたのが表Bである。この表から、この時期の官途名の官途の性格を分類すると次の四つになる。

①京官グループ

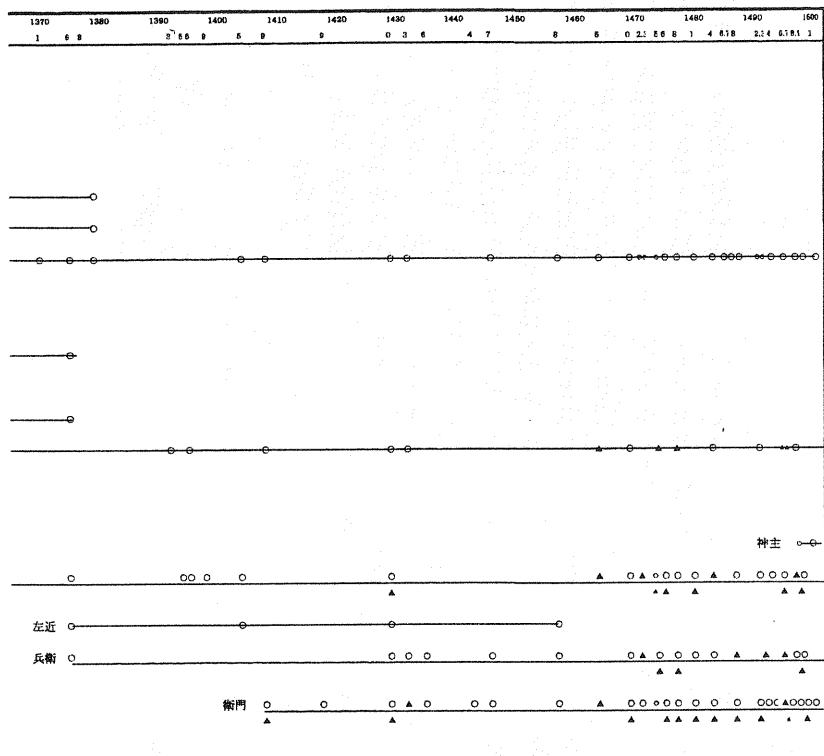
②国司・在庁グループ

③寺社グループ

④莊園グループ

官途の詳細は、表Bを参照してほしいが、各グループについて簡単に触れておくと、①京官グループは、律令制官職で活動の場所が京都のものをさす。大藏丞などだが、非常に少ない。その中で左近のみ、弓削嶋莊などでよく見られ、中世前期から在地に定着していた。②国司・在庁グループは、国司の官途や国衙の諸職に加え、在庁官人が帯びていた官途である。地方を活動場所とする僕杖や、国司の掾が兼任することもある押領使・追捕使、受領郎等などが有した官途も含む。『新猿樂記』に登場する四郎君は、地方に下り、弓矢・算術・習字の能力を活かして受領に仕えた。⁽¹¹⁾寛和三年の官符には、「諸國受領吏多率五位六位有官散位新

中世在地官途名の位置づけと変遷（中村）

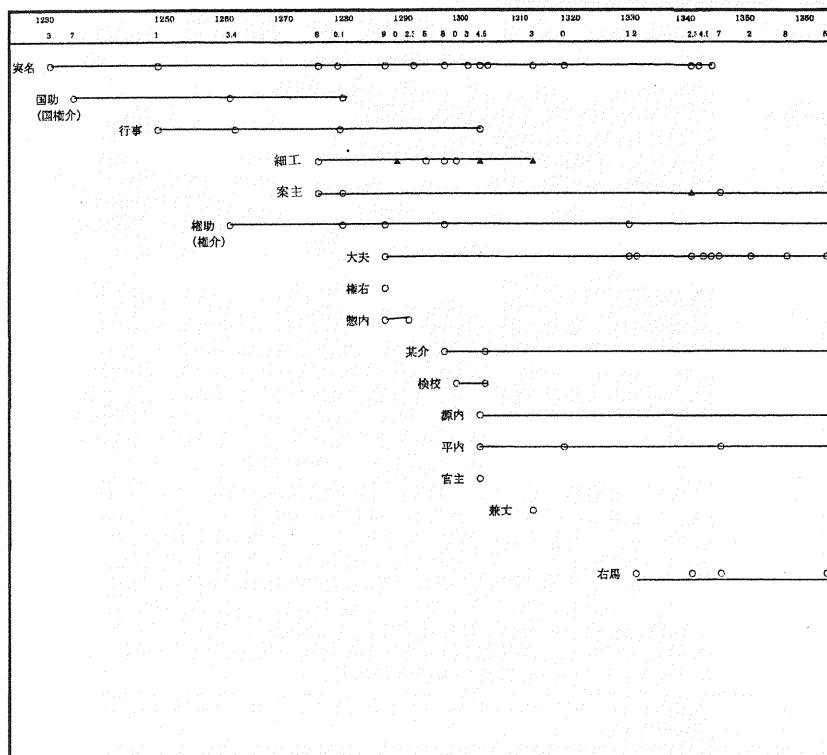


名附帳（『王子神社文書』「東村悦谷・魚谷両池水配分注文」・「悦谷池分水本帳書抜」・「悦谷池分水本帳書抜」、世史料一、1975年、477—487頁、495—498頁、498—500頁、527—530頁、558—577頁）は、長期間書

賓趣任⁽¹³⁾とあり、有官散位の具体的な姿は、有名な「尾張国郡司百姓等解」に、元命從類として登場する「五位一人天文博士」や「内舎人二人」だろう。俊士や進士の官途は、こうした地方に下った文士の官途と解釈したい。③寺社グループには、上座・祝のような寺社内の役職があつてはまる。④莊園グループは、庄司などの莊園支配に関係した役職を想定している。全体的に、①のものが少なく、地方に關係する②や、律令制官職ではない④のものが多い。

当然、別当は、何の別當かによつてグループが変わるように、きれいに分類できることではない。特に大夫は、本来は五位を意味するが、様々な場所で見られる。外位だが、郡司の大夫も多い。また、「阿蘇社祠官番役結番定⁽¹⁵⁾」に、一大夫・二大夫が登場するように、神職としての大夫も定着していたと思われる。ところで、御家人は表Bの対象から除外したが、彼らの帶びた官途と、表の官

表A 東村の人名変化表



それぞれの入名が見られた年に○をつけていった。▲は、名前の下に大夫がついていることを示す。

「東村悦谷・魚谷両池水配分注文」、「悦谷池分水本帳書抜」、「悦谷池分水本帳書抜」、「王子神社・悦谷池分水本帳書抜」、「王子神社名附帳」(『王子神社文書』124号、138号、139号、182号、226号)、『和歌山県史』中き継がれたもので、個々の入名の時代を確定していくので除外した。

途が一部重複する。五味文彦は、『吾妻鏡』に載る交名から、鎌倉初期には多いものの、以後減少する名乗りとして、院府の所職である別当・判官代・主典代・蔵人や介、庄司・国衙の所の別当をあげている。これらは表の官途と重なり、幕府成立以前には、在地で官途名をもつ者と御家人の一部が未分化な状態にあつたことがうかがえる。

(2) 在地と前期官途名の接点

中世前期の東村の官途名は、(1)で見た官途名の特徴と一致する。多様で、準官途や、(2)国司・在庁グループの官途が多い。次に、こうした次元の異なる官途名が、どのように在地に浸透していくのかを、(2)グループの官途名を例に検討していく。

東村では、(2)グループの官途名として、伊予助・見のゝ助が見られるが、「国名十(権)介」型の官途名は、(2)グループの中に残る売券や寄進状には、のべ八七人も

表B 中世前期に見られる官途表

案(安)主	「律令制には見えないが、すでに奈良時代には、造東大寺司・諸写経所・造石山寺所などに置かれていた」(『史』)。「平安・鎌倉時代の諸官庁、あるいは莊園などにあって文書・記録などの作成、保管にあたった職員、太政官厨家・院撰閑家御厨・国郡司・檢非違使庁、鎌倉幕府政所などに見られる」(『日国』)
内舎人	平内などの形でよく見られる。「大舎人に対する称で、天皇近侍の官。『うちとねり』の略。『日本書紀』の近習(近侍)舎人はその前身。大宝元年(701年)90人を任せ、「養老令」軍防令では五位以上の人の子孫(21歳以上)の聰敏・端正者を検簡して任用。中務省に属し、定員90人、禁中に帶刀宿直し、雜使をつとめ、行幸の前後を分衛するが(職員令)、文官。以後定員は増減する。延喜以後、良家の子弟を任せることが絶え、臨時に給や成功などで諸家の侍をこれに任せ、卑官化し、撰閑の隨人として賜り、武士も任せられて、源内・平内などと称した」(『史』)。
押領(使)	事例は少ない。「①平安初期以前、防人、兵士などを監督して所定の場所に送る職務の者。臨時の職。②平安時代、反乱があった場合など兵士を率て鎮圧に向かった官。令外の官。国司の掾が任命される事が多かった。③平安時代以降、国内の反乱鎮圧、凶賊追討のために常時置かれた官。国司が兼任することが多かったが、郡司などの有力者を任命することもあった」(『日国』)。「源賴朝が兵馬の権を握って守護・地頭の設置を認められてからは押領使のことは幕府の成敗どころになったようである。そして莊園・寺社にも押領使が置かれ、給田が与えられた」(『史』)。「神職」(『官』)。
貢首	大山庄の実検帳(『東寺百合文書』や、『兵庫県史』史料編6・143号)などに、「官主」・「官酒」・「くわす」が見られ、貢首だと思われる。「①かしらだつ人。おもだつた人。②藏人頭の異称。③令制での大学寮の諸道得業生の唐名。④一山、一寺の長。転じて、各宗派の総本山や諸大寺の管長、住職、官主」(『日国』)。『今昔物語』には「依智郡の貢首」(卷14第23「近江国僧頼真誦法花知前生語」)というものが見られる。ただ、東村に登場する「官主」(『王子神社文書』32号、『和歌山県史』中世史料1)は、官主に神主と編集者が注を付けており、「神主」の可能性もある。「豊前国中津尾寺田畠注進状」(『豊前宮成家文書』、『鎌』10611)の「火寸」・「火首」も貢首の可能性がある。
行事	「②あることを主として担当すること。また、その人。責任者」(『日国』)。「神職」(『官』)。
宮掌 (くじょう)	「中屋三郎田地寄進状」(『伊勢光明寺文書』、『鎌』21775)に「字中屋三郎宮掌」とある。「神官のひとつ。神宮寺序および熱田神宮に置かれ、上官、上職の指揮監督の下に、祭儀及び雜務に従事した下級の神官」(『日国』)。宇佐宮にも庁宮掌とあり(文明8, 10, 19「宇佐宮總神人連署状」、『到津文書』、『大分県史料』1)。
検校(交)	「①物事を点検し、誤りをただすこと。また、その職。③一山・一寺の頭領。高野・熊野あるいは楞厳院、平等院などに置かれた職名。④莊園の職員のひとつ。平安・鎌倉時代におかれた」(『日国』)。
僕杖(兼定・兼丈なども)	「律令制で、辺境の国、あるいは軍事的要地に赴任した官人に朝廷から給された警衛の官。總管、節度使、按察使、鎮守府將軍、太宰帥、大式、三閑國守、陸奥出羽國守に与えられた」(『日国』)。
国名+權守	權官であり、「正員が在京した時、國府の事務を取り扱うものと、遙授といつて赴任しない者とあった。蔵人・式部・民部・外記・檢非違使などが、叙爵の巡によって、国守になろうとしても、欠員が無い場合に、宿官として權守となって欠員ができるのを待つことがあった」(『官』)。成功によって任官する者がいた。また、国名だけの人物も見られるが、これは權守や後に出てくる介(權介)が略されたものだろうか。
齋宮	平野殿莊(「大和平野殿庄百姓等請文案」、『東寺百合文書』と、『鎌』19689など)や「太良莊百姓申詞」(『東寺百合文書』な、『鎌』21050)にあり。「伊勢神宮に奉仕した未婚の内親王(皇女・女王)」(『日国』)。齋宮寮の官人ということか。人数は少ないが、建久2年(1191)に出された後鳥羽天皇皇旨には、「可停止都鄙諸人猥号五位諸國權守齋宮助事」(『三代制符所収文書』、『鎌』523)とあり、五位・權守とともに、広く僭称されていた可能性がある。

細工	単なる職業、細工を仕事にする職人と考えるか、官途とすべきか難しいところだが、文書にかなり頻繁に現われる。菅浦を例にしても、永仁4年に「新細工」(『赤崎田地水入日記』、『菅浦文書』728号)から、天正10年の「平細工」(『平次郎畠地売券』、『菅浦家文書』120号)まで、「細工」がつく人物をのべ40人確認できる。他の職業がほとんど文書に現れないでの、官途の仲間にしておく。国衙の細工所に由来するか、寺社に付属した職人に由来するとも考えられる。
散士	「太良莊実検取帳」(『教王護國寺文書』59、『若狭國太良莊史料集成』44)にあり。音が同じ算師なら「奈良平安時代の荘園文書にも算師がみえ、検田・開田図の作成や造池・開溝・築堤などの土木工事の計測、あるいは荘園経営にあたつての予算・決算書や収穫物の報告書の作成に従事している」(『史』)。散使だと「室町時代の荘園や戦国時代の農村に置かれた村役人の一種。番頭や名主の下にあって、種々の通達や会計のことなどにあたつた」(『史』)とあるの早い例か。
寺主	事例は少ないが、「太良莊領家年貢米散用帳」(『東寺文書百合外』、『鎌』24564)などに登場。「三綱(上座・寺主・都維那)のひとつ。寺内の庶務雜事を掌る僧」(『日国』)。
丞	人数は少なく、四郎丞(『道明請文』、『金沢文庫』、『鎌』31382)など。兵衛丞などとは異なり輩行と結びについているものがある。漢字「丞」は「補佐する。次官」(『日国』)という意味があるが、おそらく律令官職制度の四等官の判官にあたる丞だろう。(役所によって文字が異なり、丞は省で使用。『官』より。)
小(少)官	「弓削嶋庄田畠所当塩等名寄帳」(『東寺百合文書』ヨ、『日本塩業大系』史料編補遺、補39)などに登場。莊官ということだろうか。
上座	三綱のひとつ。人数は少ない。「太良保実検取帳」(『東寺百合文書』外、『鎌』21269)などに登場。
莊司	「①莊預・莊別當・案主・下司などの荘園の管理者の総称。②莊官中の下司に同じ。下司」という名称は本来は上司・中司に対して卑賤な職務に当たる下級官人を示す語であったが、のちに荘園の現地役人名にも転用されるようになった。したがって正確には「莊の下司」であったが、次第に「下司」とも「莊司」とも略称されるようになったのである」(『史』)。
所(諸)司	「備中国新見莊領家方正畠取帳」(『東寺百合文書』ク、『鎌』10789)などに見られるが、事例は少ない。「①官庁の役人。②鎌倉幕府の職名のひとつ。侍所・小侍所の次官で、別當を補佐した。⑤貴族の家などの雜務をつかさどる者。また、世話役。⑥僧侶の職名。行事・勾当。公文など寺務をつかさどる僧の総称。また、上座・寺主・都維那の三綱の称」(『日国』)。
俊士	「平安時代初期に文章生の一部に与えられた称号。中国の唐では庶人出身の四門学生を俊士と呼んだが(『唐六典』21)、わが国ではこれと反対に弘仁11(820)年文章生を良家(上流貴族)の子弟に限った際、その成績優秀者五名に俊士の称号が与えられた。その後良家ではない者も俊士に補されることになったが、天長4年(827)文章生貴族化の措置が全面撤回されるとともに俊士の称号も廃された。平安時代末には、明經問者生を俊士と呼んだ例がある」(『史』)。
進士	「②令制の官吏登用のための国家試験科目の一つ。(中略)また、それの合格者の称号。③文章生のこと」(『日国』)。
(国名+)介	国司の介。介のみは、四等官の次官。権官の「権介」とあるものも多い。
先生	「②春宮坊の帶刀の長官」(『日国』)。「新家氏子譲状写」(『伊勢光明寺文書』、『鎌』3286号)に先掌あり。音が同じなので先生だろうか。
専当	「①朝廷の官職。本来は特定の業務を専門に担当することを意味し、のちに転じて職名として使用される。②社寺の職名。別当の下で雜事に住持した下級職員。③平安時代に現われる莊官職の一つ。中央の莊園領主から派遣され莊園の実務を担当」(『史』)。「大井莊土帳」(『東京大学史料編散所藏文書』、『鎌』18853)にあるが、ほとんど見られない。
惣官	『大漢和辞典』によると、総官と同じ。「延喜式では太政官をさす。莊園の職名(玉葉治承5、2、8)。莊官の長官として莊園の管理にあたる職の称のひとつ。またその人」(『日国』)。人数は少ない。網野善彦は「職掌・芸能によって権門・国衙に奉仕する人の集団の統括者」(『日本中世の非農業民と天皇』、岩波書店、1984年)と定義。

大夫	「一般的には五位の称。『日本書紀』に見られる大化前後の大夫は天皇の御前に侍して奉宣し、議政に関与した「まへつきみ」にこの字をあてたものといわれるが、養老公式令では一位以下五位以上を喚す辞として、大夫の称を用いることを規定している。(中略)三位以上の公卿に対し、大夫は四位・五位の廷臣の汎称となり、さらに從五位下の唐名「朝散大夫」などの普及も影響してか、特に五位の通称として広く用いられた。(中略)平安時代末期以降、売官売位の盛行に伴い、特に榮爵すなわち五位を買う者が多くなり、大夫の称はますます広まり、官職の無い者も少なくなかったので、それを無官大夫といった」(『史』)。「⑦神主・禰宜など、神職の呼称。⑦神社の御師の称号」(『日国』)。
知家使	「隅田北莊検査帳」(『紀伊葛原家文書』、『鎌倉遺文』7036)に登場。知家事だろうか。「①親王・摶関および公卿などの政所の職員の一つ。家司である別当の下にあって、從・書吏・案主などとともに下家司に属し、家務の処理にあたる。③中世の伊勢神宮の職員の一つ」(『日国』)。
府頭	「名手莊惡党交名」(『又続宝簡集』56、『鎌』7416)に惡党として見える。「近衛舍人を取り締まる役。將監や將曹、府生などがその任にあつた」(『日国』)。
追捕使	「押領使と同じく10～12世紀に、国単位に「凶党」追捕を目的として補任された令外官。9世紀末から東国を中心に活発化する在地諸勢力の反国衙武装蜂起(当時「凶党」「凶賊」と呼ぶ)に対し、政府は蜂起発生諸国に臨時に押領使を補任して鎮圧(追捕)する政策をとるようになったが、將門の乱(このときにも坂東諸国に押領使を配置)のち、10世紀中葉には全国的に押領使・追捕使が常置されるに至る。畿内諸国及び近国(伊賀・近江など)は追捕使、東海・東山・山陰・西海道諸国は押領使、北陸・山陽・南海道諸国は両者混在、という地域的分布傾向がある。追捕使・押領使とも補任形式・任務は基本的に同じである」(『史』)。「平安時代末期には莊園・神社城内の警備にあたるものも指した」(『日国』)、「神職」(『官』)。安追(「太良莊勸農帳」、『東寺百合文書』は、『太良莊史料集成』48)。平つい・こんつい(「弓削島莊文永五年年貢麦納帳」(『東寺百合文書』と)、『日本塩業大系』史料編(1)44)も、追捕使の略だろか。
内豎	「赤崎田地水入帳」(『菅浦文書』728、1296年)・「菅浦庄中置文」(『菅浦文書』334、1302年)に、「けんないす」あり。「②朝廷の諸行事、及び宮中の日常雜事の処理に召し使われたもの。少年が多いが成年者の場合もある。奈良時代における、その後名称・所属に改廢変遷があったが、平安中期以降、内豎所の管轄下にある。ちいさわらわ」(『日国』)。
禰宜	「①昔伊勢神宮以下、各神社に奉仕した神職。ふつうは神主の下、祝の上に位した。また一般に、神職の総称としても用いる」(『日国』)。
祝	「神社に属して神に仕える職。またその人。しばしば神主・禰宜と混同され、三者の総称としても用いられるが、区別する場合は、神主の指揮を受け、禰宜よりもより直接神事の執行に当たる職をさすることが多い。その時、神主よりは下位であるが、禰宜との上下関係は一定しない」(『日国』)。
別当	「①本官を持つ者が別に他の機関の長の職にあることと一般に解釈されているが、実際には広く長官の称として用いられている」(『史』)。令外官(檢非違使)の長官や、院・摶関家の家政機関の長官・僧官のひとつでもある。「⑧莊官の一種。中古、莊園の事務をつかさどったもの。また、その人。検校の上、預の下に位置する」(『日国』)。国衙の所の長官もありえる。
判官代	「①上皇・女院に奉事する院司。②10・11世紀ごろからあらわれる諸国国衙の在庁官人の職名。諸国国衙は、中央から任せられて行政をとりしきる守・介・掾、目のほかに、在国の土豪からとりたてられた行政に関わる在庁がいた。彼らは總判官代・總大判官代・大判官代などの呼称からもうかがえるよう、四等官に準じた役職にあって、国衙の事務に携わった。總追捕使などの武力の在庁と並んで国衙行政にあたり、国衙の分課的な各種の所(田所・税所など)を管掌した」(『史』)。

*貴族・僧・御家人は対象から除外した。また、完全な肩書きとして実名とともに記されているものも除外した。

*他に律令制官職の右馬(馬)・大蔵・刑部・左(右)衛門・左(右)近・兵衛も事例は少ないが見られる。

『鎌倉遺文』=『鎌』、『国史大辞典』=『史』、『日本国語大辞典』=『日国』、和田英松『新訂官職要解』=『官』

の「国名十介」を名乗る人物が登場する。初見は正治三年

天喜三年□廿八日

専当出雲掾菅原（花押）

別當□介紀

下總介紀（花押）

權檢校出羽介紀（花押）

舊老田堵備後掾紀（花押）

美野介紀

大和介紀（花押）

出雲介紀（花押）

信野介紀（花押）

こうした「国名十介」型官途名を考える上で注目したいのが、次の史料である。『新猿樂記』には、

三君夫、出羽權介、田中豊益、偏耕農為業、更無他
計、數町戸主、大名田堵也（後略）、

とある。作者藤原明衡は、わざわざ大名田堵田中豊益を出
羽權介としており、十一世紀前半に、大名田堵は「国名十
（權）介」の官途をもつものだという意識が存在していたと
推測できる。同様に、東大寺領後河莊の田堵が本所政所に
提出した文書にも、

丹波國後河御莊田堵等解 申重請本家政所裁事

請被任前例、停止國宣鴨頭花紙伍拾枚勘責、國使判
官代為奈部兼安・懸刀瀬郷司使從類率、入乱山野追
責不安愁狀
(中略)

引き続き存在した。國の部分は、筑前・石見・因幡・肥後・
相模・出羽・淡路・上総・常陸・三河・美濃・丹後・筑後・
加賀・河内・越後・大和・豊前・播磨・伊予・出雲・但馬・
和泉と多様である。文書には、栗生村や草苅莊、宿久莊の
者もあり、「国名十介」型の官途名が、一莊園の特色ではな
く、広く名乗られていたことを裏付ける。

とある。「旧老田堵」として署名している五人中、備後掾を
除いて全員が、「国名十介」の官途を有している。これらの
官途は、年給として与えられた任用国司の地位が売りに出
された際に、獲得したのだろう。大山莊の莊官山田久光は、
長和二年の文書に「別當若狭目山田久光」と署名し、長元
元年には「御庄司信濃掾山田久光」と署名した。彼は、大
山莊の莊官だが、若狭目さらに信濃掾に任官している。後
河莊の田堵も、様々な國の介であった。どこの國かという
点に必然性はない様子だ。『勝尾寺文書』に多様な國の介が
見られるのも、このことと関係するのだろう。

後河莊の文書には、「旧老田堵」とあるが、この言葉は、
古老とのつながりを推測させる。戸田芳実は、國使が山野
に乱入して追い責めたことに関連し、山野用益を規制する

中世在地官途名の位置づけと変遷（中村）

存在として、わざわざ「旧老」と書かれていると指摘した。⁽²⁵⁾

こうした山野の管理は、中世前期の古老による堺の管理と共通する。⁽²⁶⁾ 機能面でつながる旧老田堵と古老。以上のことから、田堵の帶びた介の官途が、在地に「国名十介」型官途名が広がる前提だったと言えるのではないだろうか。

ところで、根本住人であることが古老の資格だと言われている。⁽²⁷⁾ 次に、この古老と開発という視点から前期の官途名を見ていただきたい。

若狭国の浦は、十二～十三世紀にかけ、移動を繰り返していった海民の定住が進み、開発が進行した。その様子は、多烏浦の刀禰秦守高が文永七年・八年に作成した文書に表われている。

注進　此多烏浦ハ去伊なんはの口權守御時、成重志

ん検校多口立始可蒙仰候て、立始所也、家無よし申

所ニ、さふりのかうより三家ノ屋二ツ給て、きりあ
けうほどハつくりて、ゐへきよし蒙仰候て、海より

どりわいた志て、かの家作て多烏立始所也（中略）又

其後越中國船野ひろかみあさいの後米つき候志によ
りて、門樂生人ノかの後米つき候へはとて、西津の

かた庄とうち入ラレ候也、（後略）

稻葉權守は税所職を有し、在庁給七町を領有した若狭国の御家人である。成重は彼のはからいで、佐分利郷の家を

鳥羽道ノうらへハ成重おとゝいの作あけ也、おうえ
の木ヨリ北ハ惣新大夫作也（後略）

注進　多烏浦年來人作タル畠注進次第事
合定

移し、多烏浦の開発を行つた。さらに文永八年の文書によると、成重は、もともと耳西郷日向浦の住人だつたが、逃亡して須那浦に移住した。しかし、そこは人里離れた場所なので、さらに多烏浦に移つたということだ。⁽²⁸⁾ 成重以外にも開発者として、「開發沙汰人成重・成里・則清」が判明する。注進状作成の背景には、汲部浦との争いがあつた。文永六年に両浦の境が定められたが、それは、境を定めなければならぬ問題が発生していたことを示す。文永八年の注進状の中には、「すな浦ハ、昔ハ田烏領内也、この山は
つるへの百姓等ニとられ候て候間、殊ニたからすハあセ候て、在家なし」⁽²⁹⁾ と書かれており、塩業を営むための山が、問題の根本にあつたのだろう。

同じ文永七年に、「こんねんはたけのろうせきあるによりて、こにちのためにしてすところ也」⁽³⁰⁾ という畠・作人の注文も作成された。違乱の原因是、汲部浦との相論だと推測できるが、宝治建長年間の秦氏と大春日氏の刀禰職相論に見られる、多烏浦内部の動搖が背景にあつた可能性もある。

この文書は、

という形式で書かれている。ここにあがる作人の名前を、名前の性格ごとにまとめると、次のようになる。

実名・・もりたか（守高か）、なりしけ（成重か）、たけな

り（武成か）、のりさた（則貞か）

大夫・・惣新大夫、惣大夫、大大夫、とう大夫、いなは大夫、ほん大夫、きしなの大夫、きはくわん大夫（判官大夫か）その他の官途名・・惣別当、いつみのせう（和泉掾か）、大せう（大掾か）、たちまついく志（追捕使か）、けんあす（案主か）、そまさいけゝう（検校か）、きはくわんたい（紀判官代か）・たけなりの兄そうけゝう（武成の兄、検校か）法名・・そうえい

その他・・成重おとゝい（弟か）、こんせい、

実名の人物は、全て秦氏だと思われる。特に「もりたか」は、この文書を作成した守高、「なりしげ・たけなり」も、守高の先祖で、刀禰職を相伝した成重と武成ではないだろうか。そうすると、多烏浦に最初に移住・開発を行つた成重が文永段階に生きているとは考えにくく、文書に書かれた人名が、当時の実際の耕作者ではない可能性もでてくる。開発者の名前が、土地の名前となつていたのだろうか。判断できないものもあるが、それ以外は、実名と法名・官途名で、輩行のみの字はない。官途名の中では、大夫が多いが、②国司・在庁グループの官途名もかなりある。さらに、

秦成重の官途名が新検校⁽³⁶⁾、その子供が自判官代であり⁽³⁷⁾、判官代のほうは明らかに②グループのものである。大夫 자체も、在庁官人が代々大夫を継承している例も見られ⁽³⁸⁾、②グループとの関係は深い。

人名の特徴を考える上で、錦昭江が、浦を広義の開発村（別名）と位置づけている点は興味深い。⁽³⁹⁾吉井敏幸は、別名領主の多くが国衙在庁官人であると指摘している。多烏浦にも、この指摘があてはまるのではないだろうか。秦成重は稻葉權守を頼つて多烏浦を開発したが、税所職を有する稻葉權守との接点を考えると、成重も在庁組織に関わりをもつていた可能性がある。畠の作人は、主に初期に開発集団として移住した者やその子孫だろう。その多くが、②国司・在庁グループの官途名を名乗っていることは、この開發集団が、国衙と深い関係にあつたことを示唆している。文永二年の若狭国岡田帳で多烏田は、国衙領鳥羽保内に包摶された形で記載された⁽⁴⁰⁾。一部の田であるが、国衙領となつてゐる点は、国衙関係者の開発で多烏浦が開かれたことを裏付ける。

この例のみから一般化はできないが、国衙関係者の開発行為が、在地に官途名が持ち込まれる契機のひとつだったと言えるだろう。

ここまで見てきた官途名と在地との接点を踏まえ、次に、

中世在地官途名の位置づけと変遷（中村）

どのように中世前期官途名が名乗られていたかを考えたい。

官途・役職に補任され、そのまま官途名としていたという解釈が一番自然だろう。この解釈は、③寺社、④莊園グループの官途名には当てはまりやすい。藏持重裕は、古老層から番頭・名主が選ばれていたと指摘しているが、同様に③、④グループの官途にも補任されていたと考えられる。しかし、當時一般的だったとは言えない俊士のような官途が、

中世前期の官途名として広く名乗られている点や、文保元年の大山莊の内検帳に、「平庄司・与一庄司・二郎庄司」⁴³の三人の庄司が見られ、同一莊園内に多くの同じ官途を名乗る者が存在することから、全ての中世前期官途名を、当時帶びていた官途が名前化したものと解釈することはできない。

そこで、考えられるのが相伝という要素だろう。初めは補任された官途や役職であつたものが、人名として受け継がれ、補任を経ずに僭称されていったのではないだろうか。

ところで、太良庄の史料に、「大門兼仗間人」という者が見られる。蔵持が、散田作人クラスの雜業民だと位置づけているが⁴⁴、こうした人物が官途名を持つていて興味深い。僕杖の官途を得ていた可能性も否定できないが、親族などが有する官途を真似たとも考えられる。そして、間人などがこうした官途名を名乗ることへの規制は存在しなかつた様子だ。官途名を規制する主体が不明確だったとも言い換へ。

えられる。

以上、二で検討した中世前期官途名と在地の関係をまとめるべく次のようになる。

1、中世前期官途名の官途は、①京官グループ、②国司・在府グループ、③寺社グループ、④莊園グループに分類できる。次元の異なる官途が並存していた。

2、官途名が在地に浸透する前提に、年給などを通じて官職を獲得した田堵や、開発集団に加わった国衙関係者の存在を指摘できる。

3、官職・役職として補任された官途は、そのまま字として使用される。また、官途が獲得された後、補任を経ずにして子孫などが、個別的に相伝・僭称などの方法で官途名を名乗るようになった。そのため、當時一般的ではない官途や、実際に補任されていたとは考えられない多数の官途名が、文書に見られた。

4、同一文書に実名と字が混在するなど、名前全体をひとつ基準で統一・規制する主体が不明確だった。

三、官途名と惣村の成立——近江国葛川を中心に——

再び表Aに目を向けると、東村の官途名は、十四世紀半ばに大きく変化し、多様な官途名が消え、五種類に整理さ

れた。中でも大夫は、特別な位置を占めた。二で見たように、中世前期の官途名は、官途名全体を体系化する主体が不明確で、個別的に名乗られている面が強いが、後期には、官途成を行う村が多く、官途名は村によつて規制されたいた。つまり、官途名が整理された背景に、在地で官途成を行う主体である惣村の成立を想定できる。東村では、官途名が変化した十四世紀半ばに、惣村が成立したと言われている。黒田弘子によると、この時期に、池の開発労働への参加を通じて一般農民層が上昇し、村への寄進地⁽¹⁾・共有地の蓄積も始まる。⁽²⁾ 寄合施設として極楽寺も建立され、新たな頭役も登場した。⁽³⁾ そこで三では、惣村の成立過程に注目し、官途名と在地の関係を考察したい。具体例として、惣村の形成過程を検討しやすい近江国葛川をとりあげる。

葛川は、現在の大津市内、安曇川上流の山間部に位置する。平安時代に相応和尚が堂舎(建武元年に息障明王院の勅額を得たが、それ以前の場合も明王院とする)を開き、天台修驗道の靈地となつた。天台修驗道の根本道場無動寺の支配下にあつたが、無動寺検校慈円が青蓮院門跡になつて以後は、本家が青蓮院、領家が無動寺という支配構成になる。その下に預所や末端機関としての現地明王院常住が存在した。加えて、六月と十月に葛川に参籠する行者の影響も大きい。⁽⁴⁾ 南北朝期以降、支配の実質は行者へと移行した。

葛川には多数の中世文書が残されており、人間関係(住人・浪人身分の問題)を扱うもの、支配組織の分析⁽⁵⁾、空間認識に関するもの⁽⁶⁾、資源・環境からアプローチするものなど、豊富な研究の蓄積があるが、ここでは、惣村の形成と官途名という視点で考察する。

(1) 葛川の人名

表Cは、一二六〇年⁽⁷⁾～一四六〇年までの葛川住民(住人・浪人身分の者を合わせて住民とする)の人名一覧である。第一期⁽⁸⁾～第三期の区分で、人名の変化を見ていく。一見して、他の官途名に比較して大夫の多さが目に付くが、各時期の特徴を順番に検討する。

第一期は、ちようど二で見た中世前期の状況と一致する。官途名は、大夫のほかに権追や安主・俊士などもあり、多様である。「伊予大夫恒正」のように、実名と字が並行して見られるのも、中世前期の特徴である。また、「俊士紀藤次」という表記からは、輩行の字から官途名に改める習慣があつたことを推測できる。

第二期には、官途名の種類が減り、大夫が前面に出てくる。様々な字の下に大夫がつき、「紀内大夫⁽⁹⁾」のように、官途名とも結びついた。第一期にも「惣介大夫・伊予大夫⁽¹⁰⁾」が存在し、大夫が他の官途名に対しても優位にあつたが、第

中世在地官途名の位置づけと変遷（中村）

二期には、その傾向が強まつた。特に興味深いのが、「国名十
大夫」型の官途名である。これに似た「国名十介」型官途
名は、第一期に石見介、第二期の「元徳三年 明王院所当
并散在年貢注文⁽⁵⁸⁾」に石見介、和泉介、故人能登介が見られ
るが、以後登場しない。ところが、同じ年貢注文に、和泉
大夫や因幡大夫などの「国名十大夫」型の官途名が見られ、
以後も継続しており、中世前期に多い「国名十介」型から、
「国名十大夫」型官途名への変化を読み取れる。この年貢注
文に、能登大夫と故人能登介がいることとも、官途名の形が
介から大夫へ変化したことを裏付ける。このように第二期
には、多様だった官途名が大夫に取り込まれた。それは、
東村で、五つの官途名に整理されていった状況と共通する。
一三六〇年から一三八〇年は、文書が少ないが、第三期
になると、権守や神主、衛門、兵衛が増加し、一四六〇年
以降も、衛門・兵衛・左近の増加傾向は続く。第二期まで
には見られない衛門・兵衛が新たに受け入れられ、広まっ
た。衛門・兵衛が最初に史料に登場するのは、それぞれれ
永三年・十三年だが、どちらも中村氏である。坂田による
と、中村氏は、十五世紀半ば以後、山木奉行職を梃子に檢
断権を握り地侍化した。鎌倉時代から武家被官になる住民
がいたが⁽⁵⁹⁾、十五世紀末には、中村兵衛次郎が伊勢貞陸の被
官となっていた。中村氏は、この武家との被官関係から、

武士の間で最も一般的であった衛門・兵衛を名乗り始めた
のではないだろうか。こうした新しい官途名が受容された
背景に、近世につながる村の確立が考えられる。個々の村
が官途名を規制する主体として独立する際に、新たな官途
名を受け入れる余地が生じたのだろう。権守は、特に応永
二七年「明王院所当并散在年貢注文⁽⁶⁰⁾」に集中する。康永元
年に「上村左座検校」の肩書きをもつ「権守友貞」という
人物がおり、宮座に関連した役職の者が、権守を名乗つた
可能性がある。このように、第三期には、新しい官途名が
流入し、多様化が進んだ。

以上、葛川の官途名は、いくつかの官途名が混在した第一
期から、第二期に大夫をキーとする体系が確立する。そ
して第三期には、新たに衛門・兵衛などの官途名が増加す
るという変遷をたどった。第二期から第三期への変化は、
小村の自立と関わる重要な問題だが、今回は、最初の変化
に注目したい。第二期に官途名の体系が完成する様子を、
在地の社会状況とともに検討する。当時葛川が直面してい
た最大の問題は、隣荘伊香立荘との激しい実力行使を伴う
相論であつた。

（2）文保・元応年間の相論

葛川は、東は木戸荘、西は久多荘、南は伊香立荘、北は

朽木荘に囲まれ、中世を通じて周囲の荘園と相論を繰り返した。特に領主を同じくする伊香立荘とは、鎌倉時代を中心として争う。官途名が第一期から第二期へ変化する時期の文保元応年間には、この伊香立荘との間に、鎌倉時代最大の相論が発生していた。この相論については、下坂守が詳述しており、年表に主な出来事はまとめておいたので、ここでは要点のみを述べることにする。

相論の背景には、伊香立荘による薪炭生産拡大と、葛川が進める開発・畑地化という用益の競合があつた。葛川は、伊香立荘の薪炭生産範囲が葛川側へ拡大するのを阻止するため、伊香立荘の用益範囲を限定しようとしたし、堺相論といふ形で争つた。一方、伊香立荘は、葛川の在家を五宇に制限すべきだと主張することで、伊香立荘の薪炭生産を不可能にする葛川の畑開発を止めようとした。この構図は、文永六年の相論から見られ、この時は、伊香立荘の葛川山入山を制止した常住の新儀停止と、葛川の在家を五宇に限るという裁決がなされた。文保元応年間の相論でしばしば葛川が引く文永六年十二月二一日の令旨では、伊香立荘の用益範囲が下立山に限られた。⁽⁶⁵⁾

次に、文保元年七月十一日に杉尾・倍古谷・濁谷での衝突で始まる文保元応年間の相論を、①堺相論、②在家制限③狼藉の三侧面からまとめておく。

まず、①堺相論に関しては、すでに文永六年に、伊香立荘の炭窯を下立山に限る裁定がなされており、今回は、この下立山の範囲が問題となつた。⁽⁶⁶⁾ 文保二年八月に、濁谷を下立山加納とする裁決がなされたが⁽⁶⁷⁾、「仁平連署置文」が証拠となり、最終的に一瀬が葛川と伊香立荘の堺と決定した⁽⁶⁸⁾。

最初の裁決である文保元年九月二二日の令旨では、葛川の主張通り伊香立荘の炭窯は下立山に限られたが、②在家制限の問題では、伊香立荘の主張が認められ、葛川の在家は五宇に限ることとなつた。当初葛川は、この在家制限を深刻に受け取つていなかつた様子だ。裁決のあと葛川の預所性瞬は書状に、在家数について、越訴状を遣わすように葛川常住に伝え、「むかし□在家五□な□沙汰ハ候けれ□い□て在家をとゝめら□□候上ハ今度も事からばかりにてこそ候ハムスラめ」と書いた。これまで在家五宇制限は実行されてこなかつたので、今回も実効性のある裁決ではないだろうという意識が表われている。実際に浪人の流入を体験していた住民も、同様に考えていただろう。

しかし今回は、在家制限の実施を厳しく迫られた。⁽⁶⁹⁾ 十二月十四日には、木戸を開き、新在家六宇を破却するに至る。この困難な状況を打開するために効果を發揮したのが、行者の支持である。彼らは、文保二年四月十三日の陳状で、

中世在地官途名の位置づけと変遷
(中村)

期		第三期				
1340～1360	1360～1380	1380～1400	1400～1420	1420～1440	1440～1460	
友貞		忠久・重正・重友・国重				清定
藤内次郎				紀内次郎		
権守		藤内権守	左庄次	藤内権守・源八権守・中三権守・源太郎権守・与三権守		
伊予大夫・因幡大夫・大和大夫 平六大夫・平三大夫・孫次郎大夫・十郎大夫 九郎大夫・伊藤次大夫 忠太郎大夫・中八大夫 待井平六大夫		因幡大夫・伊予大夫・近江大夫・平三大夫	伊予大夫・越後大夫 平三大夫・九郎大夫・藤五大夫	近江大夫・和泉大夫・石見大夫 備後大夫・因幡大夫・大和大夫 播磨大夫・伊予大夫・豊後大夫 孫大夫・与三大夫 藤次大夫・与大夫	因幡大夫・讃岐大夫 因幡次郎大夫	
		左衛門尉	中村兵衛 越中神主・平三神主	左衛門・衛門・左衛門五郎 右兵衛 左近五郎 平内神主・与一神主	左衛門 兵衛次郎・兵衛	
七郎・平次・次郎 伊藤次・平六			彦三治・伊藤次・藤六	孫太郎・一郎・平五・弥次郎・吳藤次・孫五郎・九郎次郎・孫四郎・与次郎・徳一・源八 藤七・源三・源次郎・彦太郎		
金次郎入道 念阿・頼縁・常音・三河入道淨仏	行奇	覺善・淨原・長順・淨妙・法道・常円・西念・長春・法善・善法	覺善・禪妙・善法・權寺入道 常円・覺道・定円・淨覺 覺法・覚法・道性・法道 道錦・行円・法善	念阿・明真・妙道・常修・行円・定円・定阿弥・道法・道善・淨蓮 常覚・覺道・道円・三阿弥・德善・性阿常慶・覺道・道阿弥・道性・道伊	道善・正隆	

表C 葛川の人名

	第一期			第二
	1260～1280	1280～1300	1300～1320	1320～1340
実名	清原恒重・ 同国友・同重國 同恒重	泰恒正・友正・ 経友・藤井友重 為正		よしまさ
官途名	権追 新介 俊士 紀内 石見助	安主	新介・惣介 藤内次郎 上宗権守 石見助・和泉介	
その他の字	紀藤次・紀平・ 相六・新清	菅三郎・犬四郎・辰三郎・与三・紀藤三・惣次 中五・十郎・源藤五・乙四郎・源十郎・ 中八・源七・中三・熊太郎・徳石太郎・一郎 忠太郎・江六・与一・相六・駿迎太郎・ ・觀音太郎・露石太郎・藤三郎・徳次郎 をきな次郎・虎次郎・かうし又四郎・駿迎三郎 伊藤次・一郎・初石太郎・駿迎三郎・伊藤太 石太郎・宗次・弥藤次・犬三郎・藤四郎 新源次・安次郎・平太郎・平六・中次 袈裟太郎・大法師四郎・紀平太・左藤次 金剛次郎・九郎・平五・犬次郎・源八 五藤次・平三・紀平・三郎・生八・初石太郎 有六郎・中七・新平次・源藤三・刀太郎・ 弥平次・弥源次・阿古太郎・七郎・伊藤次・	弥源次・与一・平六・権平次・平三郎・ 有中八・紀平太・中五・中七・新藤五・ 孫三郎・辰次郎・新平太・弥次郎・次郎・ 紀藤次・中三・源八・太郎・菅次郎・虎三郎・ 平三・権三郎・源十郎・孫石太郎・ まちいの平六・与平次・九郎・弥源・平次郎 新源次・伊藤太郎・弥中次・伊藤次・孫三郎 中八・藤次・下柄生鬼次郎・中次郎・七郎 能登次郎	
法名	相嘗	東明・明進 金次郎入道 源命・中次入道 仏阿弥陀仏	明真・常仏・善阿・淨仏・常阿・常念・常音 常一法師・中了・能一・念阿	
童名		松丸	犬丸	
その他		童子		

*女性・故人・某跡は除いた。167号文書に登場する秦家恒・秦友宗・弓削重房・秦重包・はしの国正・宗足重吉・弓削重貞・これあらの為行・弓削為貞・弓削行重・清原守重・弓削助重・秦国弘・きさいちの重宗。77号の国重・友正・在清・吉正・恒重・恒友・友恒・重友・恒正・友重・貞友・菅原末友・秦恒安・藤井利宗・藤井友貞・秦重包・大石国吉について、1360年頃までの人間と思われるが、確定できないので表には入れていない。

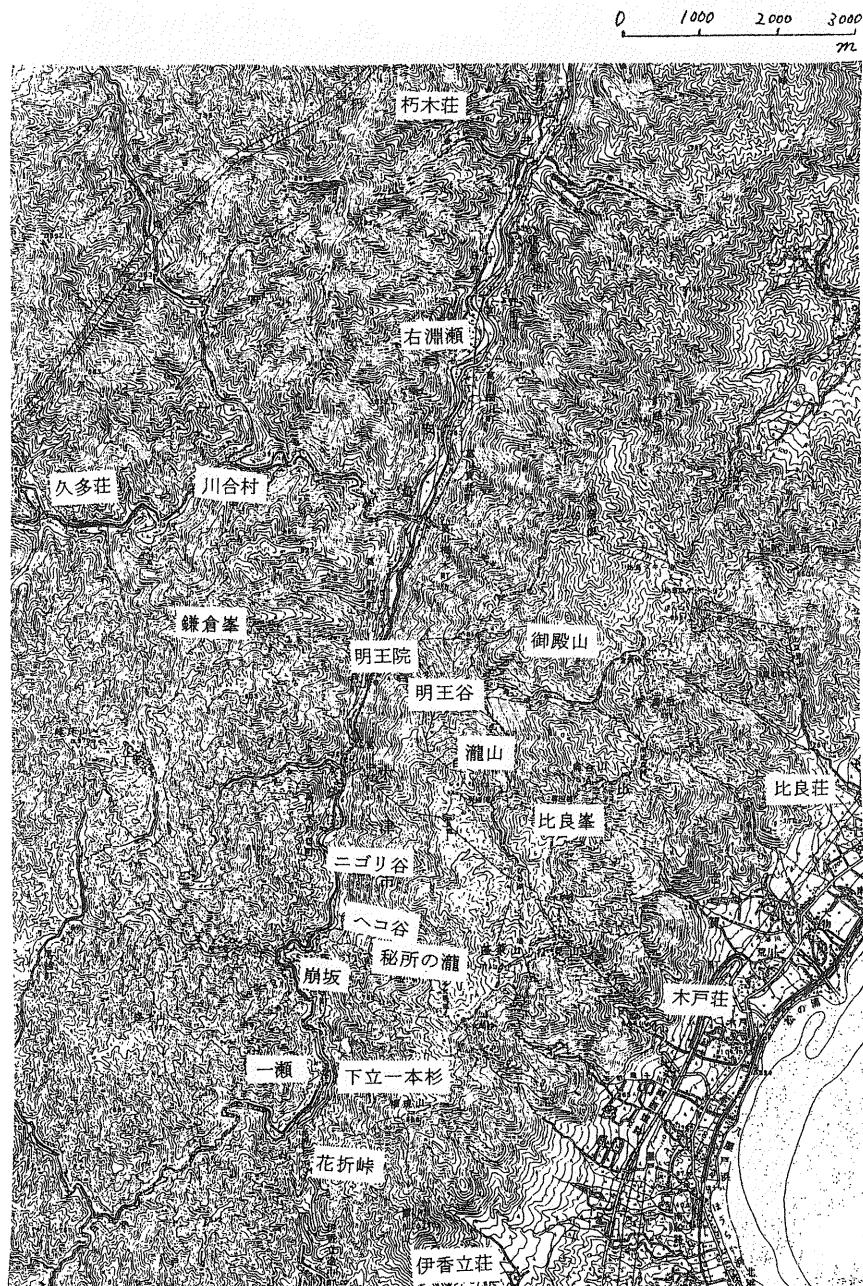
表D 相論関係年表（文保元応年間）

中世在地官途名の位置づけと変遷
(中村)

年月日	出来事	典拠
文保1, 7, 11	衝突、相論開始。伊香立莊が葛川に行く。葛川は伊香立莊が田畠を刈り取ったと主張	106・国 58
7, 13	伊香立莊は、話し合いのために行ったが、葛川に殺害されたと主張	国 158
7, 12 ~ 13	伊香立莊申状	156・318・国 43
7, 15	葛川は行者に衝突を伝え、行者からの指示の書状が届く	京丙 36
7, 19	青蓮院令旨。無動寺に尋沙汰の指示	160
7, 20	伊香立莊が再び申状提出	106
7, 22	葛川常住住人申状提出	京丙 37
8, 3	葛川常住住人が再び申状提出	京丙 2
8, 7	青蓮院令旨。新儀の停止、静謐を命じる	36
8, 10	青蓮院令旨。炭窯は旧例通り、作毛はおって沙汰するので刈り取り禁止	461・810
8, 15	伊香立莊が残る作毛を刈り取る	461・810
9, 17	葛川常住住人陳状提出	858・457
9, 22	行者衆議申状提出	37・290
10, 5	青蓮院令旨。炭窯は旧例通り、在家五宇外の新儀停止	473
10, 9	頼玄が下立山を伊香立莊が途中莊に沽却していたことを訴える	京丙 40
10, 25	途中莊沙汰人性有が伊香立莊から買い取ったことを訴言	158
11, 10 ころ	常住住人が絵図を持ち上洛することを命じられる	
11, 10 ころ	杉より北、崩坂童堂より南の炭窯の実検	240・京丙 41
11, 15	葛川常住住人申状提出	29
11, 22	伊香立莊が葛川住人を襲う山賊事件 (葛川絵図簡略版がこの頃作成された)	23・27・28
12, 9 ころ	葛川は11, 22の山賊を訴える	27・28・811
12月前半	葛川木戸を開き、行者が在家を追却する	国 51・39
12・14	葛川再び木戸を開き、在家6宇を焼く	京丙 49
12, 20 ~ 27	続けて伊香立莊が葛川住人を襲う 在家を焼き払い、路地を塞ぐ	23・国 49・ 京丙 49
文保2, 1, 8	葛川住人申状。十二月の殺害を訴える	『鎌倉遺文』26514
1, 14	常住に殺害と境相論について上洛が命じられる	298
2, 11 ころ	伊香立莊申状提出	16
2月	美濃田尻村伊賀公朝が葛川住人とともに伊香立莊に製されたと訴える	京乙 61
2, 25	六波羅御教書。伊賀公朝の訴えを受けて山賊を召す	国 50
2月	去年12, 27の葛川の死人・手負人交名を注進	25
3, 1	青蓮院令旨。炭窯は下立山に限る、在家は5宇	38
3, 9	朽木莊の乱入	京丙 49
3, 25	葛川常住住人請文。3, 1の令旨に対するもの	476・京丙 49
4, 13	行者衆議陳状。同時に常住住人申状も提出か	431・475
5, 20	定仙書状。葛川の訴えに無沙汰のために蓮華会が遂行困難だと伝える	245
5月	伊香立莊は葛川の根本住人・根本浪人の交名を提出	45
6, 6	定仙書状。在家5宇の決定取り消しを求める	150
6, 6	青蓮院令旨。在家については行者の申請に任せて文永の裁許通り	国 56
7月	伊賀公朝の訴えは、本所の扱いとなり、伊香立莊が陳状提出	国 57・国 58
8, 28	青蓮院令旨。濁谷を下立山加納にする。倍古谷瀧は秘所として行者以外の立ち入りを禁じる (文保2年3月以降この頃までに葛川絵図色彩版が作成される)	40
10, 3	青蓮院令旨。文永の決定通りに	京丙 15・京丙 31
11, 13 ころ	行者の挙状を添えて、葛川常住住人申状提出	京丙 31・京丙 53
12, 27	青蓮院令旨。下立山の境が仁平の置文に任せ一瀬に決定	国 60
文保3, 3	葛川常住住人申状。更に殺害についての沙汰を求める	122
4, 11	定仙書状。刃傷殺害についての厳密な沙汰を求める	京丙 52
元応1, 7, 3	青蓮院令旨。一瀬から崩坂を行者の申請により堂の修理料にあてる	321
閏7月	葛川常住住人申状。伊香立莊の狼藉を訴える	191
11月	下立山を葛川に付す話がもちあがり、実際に令旨が出される	193・京丙 65
11, 3	下立山を葛川に付す場合は、伊香立莊の狼藉を戒めてほしいと訴える	193・京丙 65
元応2, 7	無動寺の下知状。和与成立	281

表E 葛川相論関係地図（国土地理院 1 : 500,000 北小松より）

史苑
(第六五卷一号)



中世在地官途名の位置づけと変遷（中村）

葛川の在家五宇制限には根拠がなく、「或田畠或民屋始隆為狹少之地開發、山野立庄固里邑者所例也」、「無人者自方々及如此之濫吹歟」と、在家増加は当然のことと主張した。

さらに五月になると、このままでは蓮華会の遂行は困難だと圧力をかけ、同じ月に伊香立莊が根本住人五人と根本浪人の交名を提出しているが、六月六日の青蓮院令旨で、「任行者申請、文永御下知之趣不可有相違」という裁決を得た。⁽⁵⁾ そしてこれが、在家問題の最終決定となつた。

ところで、この裁決は在家制限の撤廃と評価されているが、定仙の書状に、

在家加増浪人止住事、古來行者致其沙汰候上者、不可依伊香立之申狀、今度參籠中加增在家并浪人止住事、尋搜可致嚴密之沙汰候⁽⁷⁶⁾

とあり、行者に在家進退権が認められたと解釈できる。本來行者は、浪人の靈場への流入を認めない立場であるが、その行者にとっても、在家制限は問題だつた。住民数が確保されなければ、周囲からの侵入に対抗できないからである。住民も、「次去九日自朽木庄率人勢押寄葛川内郷野伐捨鳥居、追捕住人等家内畢、葛川若無住人者、自方々定如此致乱入狼藉者歟」と述べている。中世では、実力がなければ権利を維持できない。葛川を周囲の侵入から守るために、住民数の確保が重要だという点で、住民と行者の利害が一

致した。

最後に③狼藉の問題を取り上げる。相論開始時の衝突について葛川は、伊香立莊民のことを、山畠を刈り捨てた悪党と非難し、故戦刃傷の処罰を求めた。文保元応年間の相論では、こうした激しい実力行使が見られたのが一つの特徴である。特に文保元年の十一月・十二月に大規模な事件が発生した。十一月二二日に、伊香立莊と同南庄の堺の山中で、伊香立莊民龜王神主・兵衛入道以下數十人が葛川住民を襲い、所持物・公事物を奪つた。⁽⁵⁹⁾ 十二月には激しさをまし、二十日から二七日まで立て続けに、伊香立莊は、在家五宇以外を焼き払うために葛川に乱入り、路地を塞いだ。実力で在家制限の裁決を実行しようとしたのだろう。この間に、葛川住民四人が殺害され、二人が負傷した。⁽⁸¹⁾

葛川の住民は、「為運送歲末御公事物令上洛之處」を、花折峠で襲われた。葛川は中央を走る若狭街道で京都とつながっているが、その途中で伊香立莊とぶつかる。伊香立莊政所から葛川に宛てた書状に、「蒔雜穀之類候、又無承引候、雖被雜穀蒔候、一切不可用候、任和尚御成敗於南口者有限御公事之外者、可奉守出入候也」とあり、葛川は、この若狭街道を利用して、公事以外のものを京へ運び、売買していたのだろう。その道を伊香立莊に塞がれるのは、大きな問題だつた。相論開始時に葛川は、「彼庄民等、濫吹之餘、

切塞山路帶弓箭令守護路次不通人倫之間、乍抱愁吟送時日」と訴えている。相手の非法を訴える文書なので誇張もあるだろうが、路地を塞がれることや伊香立荘の狼藉が、切実な問題であつた点は事実だろう。元応元年に、公事対拵を続ける伊香立荘から下立山を取り上げ、葛川に付す話がもちあがつた際も、常住・住民たちは、次のように書いてい

る。

葛川へ彼山を給て候とて日次を備へ候ハん時、路次等にて又狼藉を振舞候ハん時ハ、上よりも無動寺よりも御誠候ハんこそしつまり候ハんすれ(後略)こうした葛川が狼藉・山賊と非難する行為も、伊香立荘にとつては、それなりの根拠に基づくものだつた。それは、「於葛川者即為伊香立進止」という言葉に表われている。建保の頃から、「於明王御領者、自昔至于今伊香立御庄民等罷預進止仕事」と主張し、葛川進止権を常住と争つてきた。文保元年十二月に在家五宇制限を実行する名目で、葛川に押し寄せたのも、この主張に基づいている。

元応二年七月に成立した和与は、一瀬を堺とするが、一瀬から崩坂の間で伊香立荘の炭焼を認め、代わりに伊香立荘は、葛川へ修理料足二果を納める。崩坂から濁谷は秘所とするが、濁谷内古屋垣内の田畠のみ、仏神料として葛川に認めるというものだ。これは、現実の用益を踏まえた決

定だろう。文保元年十一月の「葛川領伊香立押領相より北崩坂童堂より南之間炭竈実検」では、現在竈五一、古竈二八の竈が報告された。伊香立荘の用益の方が優越していたのではないだろうか。和与の後も対立は見られるが、激しい実力行使を伴う相論は終息する。

(3) 称号大夫の成立

和与から十一年後の元徳三年に作成された「明王院所当并散在年貢注文」では、前述のように他の官途名に対しても大夫の優位が確立していた。このように、鎌倉時代最大の相論を経た時に、官途名が体系化された点に注目したい。葛川が文保元年十二月十四日に開いた木戸の位置は、現在も木戸口という地名の残る濁谷付近だと考えられる。伊香立荘の実際の用益範囲は、下立山堺を越えて濁谷周辺まで広がっていたのだろう。そのため、伊香立荘の炭竈を下立山に限る裁許を得ても、実効性あるものにするのは難しかつたと思われる。それを実効で実現し、路次を塞ぎ住民四人を殺害するなどの伊香立荘の脅威に対応するために、相論を共に戦う集団が形成される。惣村の成立である。

戦う集団には、中心となつて指揮する者が必要であり、共に戦う仲間を表現するツールが求められた。それが、官途名体系化の背景ではないだろうか。つまり大夫は、同じ

中世在地官途名の位置づけと変遷（中村）

集団に属する仲間であり、集団の指導者であることを示す称号だったと言える。このように相論への対応を契機として成立した惣村独自の称号制度では、官途名は、従来から指摘されている上下関係を示す身分標識という側面に加え、その集団に属する者同士の横のつながりを示す役割も担つた。

葛川住民の間に、領主によつて住人と浪人の身分差が設定されていたことは有名だが、坂田は、それとは異なる在地独自の身分秩序として、古老住人といわれる上層者を中心とする住人結合の存在を指摘している。⁽⁹⁴⁾ 古老住人は、相論の和談のために登山し、聖域御殿尾瀧山での盜木を検見・報告する義務を常住とともに負うなど、領主側からも在地の代表者と認識されていた。彼らのつながりは、元徳三年の「明王院所當并散在年貢注文」⁽⁹⁵⁾ の「惣莊六ヶ村神田」（六ヶ村は、上村・中村・下村それが左右に分かれたもの）の存在や、その六村内の「中村左座中八大夫」⁽⁹⁶⁾ と表現される結合、念佛講などとして現われている。

一方で、対立する場面も見られた。相続の子息四人は弘安十年の起請文で、「向後云傍輩土民云為奉行者致不忠、成所煩、或属強縁令讒奏住人事於結構仕」⁽⁹⁷⁾ らないことを誓つた。正和五年に、黒太郎・石太郎が中八の盜木を訴え、同年中に今度は中八が黒太郎・石太郎をくるみの根の盗堀で

訴えており、住民の間で利害対立が見られると坂田も指摘している。⁽⁹⁸⁾

こうした結合と対立関係を含みつつ、周囲の荘園との相論を切り抜けるための組織を作りあげていった。文永六年の相論の際に、伊香立莊が提出した申状に、

文永五年十一月中旬之比、於本堂政所例講之砌、住人等申儀云、抑伊香立庄百姓等乱入當山炭燒之条、存外次第也、行向彼炭竈屋可乞取、若不給與者、取木岡可射殺云々、

とある。講の場が、葛川の直面する問題を話し合い、住民の意思を決定する場へ変化している。正和五年には寄合の存在も確認できる。⁽⁹⁹⁾

惣村の称号として大夫が、完成した形で見られるのは、文和年間の久多荘との相論である。相論は、文和五年一月十七日に、鎌鞍峰をめぐる堺相論として始まる。常住教源が残した「堺相論日記」⁽¹⁰⁰⁾ から、葛川の代表として活躍した者をまとめると、次のようになる。

二月二十日 待井平六大夫は、前日届いた狼藉停止の御教書に対して寄合で作成した請文を、無動寺に届ける使者となつた。

三月六日 因幡大夫のもとに久多荘の使節が堺を打つと連絡。その間に久多荘は川合村・大舟村に陣取る。葛川が向

かい合戦になる。このことを寺務（さらに無動寺別当の甥で將軍近習大弼殿）・無動寺検校御所に伝える使者を中八大夫と子息中七がつとめる。*この日の合戦では、因幡次郎・同三郎・淨仏次男藤内次郎・伊予大夫子息・平三子息以下若者約二十人が活躍。

同七日 大和大夫・九郎大夫が使者となり、侍所に前日の事件を注進。無動寺検校御所へは十郎大夫。

同二二日 コノ川原ノ忠太郎大夫・瀧野大和大夫・上伊藤次郎大夫・細川弥二郎大夫・大舟の住人五人が預所勝舜・行者方三位律師房・常住教源・小常住常修とともに「をそこえ」で久多荘側と参会。因幡大夫の家で一献。

中八の子息中七と名前不明の大舟の者を除き、葛川の代表として京都との連絡役となり、久多荘との会合に出席したのは、全て大夫を名乗る者たちだった。これは、葛川を代表する者が揃つて官途名大夫をもつシステムの完成した姿である。また、合戦では、某子息という表記が示すように、若者が活躍し、藤木久志が指摘する年齢階梯組織の形成も確認できる。

この頃から、評定衆も史料に登場する。貞治三年には、行者から認められ、行者の決定に違反する者の処分を任せられた。前述のように古老住人たちは、常住とともに盜木の実検・報告を命じられていたが、同じ役割を、評定衆が

果たすことになった。葛川を代表する古老住人の結合の制度化した姿が、評定衆なのだろう。こうして、文和期には、称号大夫の完成も含め、惣村を成り立たせる制度が明確化した。

以上、多様な中世前期官途名が、いくつかの官途名に整理される様子を、惣村の成立過程に着目して検討した。葛川では、数種類の官途名の並存状態から、大夫に統一されてくる。その変化は、文保元応年間の相論を契機に、共に戦う集団の自立化と密接に関係した。村落が大夫という官途名に、集団の指導者を示し、同じ集団に属する仲間意識を高めるための称号という役割を付与し、村落の官途名を作り上げたのだった。

また、村落が、どの官途名を称号にするか選択していた点にも注目したい。東村や葛川では、大夫が選ばれたが、菅浦荘では、大夫のほかに検校や別当も称号であつた可能性が高い。これらの官途名は、中世前期には多いものの、後期には一般的ではない。それを、菅浦荘自身が官途名と認め、称号として機能させていた。榎原雅治は、官途名に権守、大夫、衛門・兵衛の順に序列があつた可能性を指摘したが、菅浦荘の例を見ると、序列の一般化は難しい。個々の村落の決定で、差が生じていたと思われる。

官途名の序列が判明するのが、若狭国の大浦である。黒川

正宏は、浦に特異に見られる官途名として、権守・大夫に注目しているが、天文十二年銘の常神神社棟札には、「権守成七人三拾疋充、左衛門成廿人弐拾疋充、大夫成卅五人拾疋充」とある。この序列が、どの範囲の浦に共通するものか明らかにできないが、前述多鳥浦では、文永七年作畠注進状には大夫に加え、②国司・国衙グループの官途名も多く見られた。それが、永仁四年の「多鳥浦百姓等鎌倉夫用途注進状」になると、そこに載る二七人中、判断できない四人（女性か）以外、大夫十六人、権守二人、権介一人、介一人、輩行のみの字三人という構成になる。官途名の種類が減り、大夫に集中してくる。さらに、秦守高の字は、仁治二年の史料に「源大夫」、文永十年の史料に「源権守」とあり、文永年間には、大夫から権守へ官途名が昇進する体系が形成されていたのだろう。黒川は、権守を名乗る者は、「下人・梶子を隸（従）属せしめ、山を所有し、舟をもち、特定の網地を個人的または数人の集団によつて經營しようのような特権を留保する存在」だと述べている。秦氏と大春日氏が刀襢職をめぐつて争つたように、刀襢の地位は卓越したものではなかつた。刀襢をつとめる秦氏を含め、当初から浦の開発に携わつた有力者の子孫が、大夫・権守を名乗つたのだろう。

多くの官途名の中から大夫と権守が選択された理由は不

明だが、権守に関しては、「稻葉権守」の影響を想定できる。権守は有力者の官途だという意識があり、官途名の体系を作り上げる際に、選ばれたのではないだろうか。広く浦に共通して権守が見られるのも、同様に、彼が若狭国全体に勢力を有していたためだと考えられる。さらに、文永十一年に、「若狭国汲部・多鳥以下八ヶ浦沙汰人百姓」が越前国坂南地頭郎従を訴えるなど、浦同士の交流は盛んだった。錦は、漂泊性が強く、「近隣浦の有力層までもが、他浦へ転住する可能性をもつていた」と指摘しており、こうした関係の深さが、互いの官途名の体系に影響を及ぼしあつた可能性が高い。

このように、相論などの契機を経て、惣村が確立していく中で、指導者の称号、さらに互いの横のつながりを示すものとして、村落が独自に、多様な官途名から称号となるものを選び、惣村の称号制度を作り上げていった。

おわりに

本稿では、時代順に官途名が在地に定着する過程を検討した。相論などの契機を経て、共に戦う集団として惣村が成立してくることは、官途名にとつては、中世前期の個別的な状況から、何を官途名とするかを決め、規制する主体

が確立することを意味した。新しい役割を与えることとで、官途名は、惣村の称号として、中世の在地に広がり、定着した。今後は、村落の個性や地域的な特色などを考慮し、さらに官途名と在地の関係を具体的に検討していきたい。

注

- (1) 坂田聰『日本中世の氏・家・村』(校倉書房、一九九七年)以下、坂田著者と略す)、「中世百姓の人名と村社会」(『中央大学文学部紀要』一八二号、二〇〇〇年)以下、坂田論文と略す)。
- (2) 菌部寿樹『日本中世村落内身分の研究』(校倉書房、二〇〇二年)以下、菌部著書と略す)。
- (3) 例えば上島享は、惣村が地域の身分標識となつてゐる官位を補任できたのは、その結合の拠点である鎮守社が中世王権を支える鎮護国家秩序の一端を担う「公」の機能を果たしていたからだとする(「中世王権の創出と院政」「日本の歴史」8 古代天皇制を考える』(講談社、二〇〇一年、二八五頁))。
- (4) 注3上島著書、二八二—二八七頁。
- (5) 菌部著書、九四—一四頁。
- (6) 「日差・諸川百姓請文案」(菅浦文書) II 「菅」と略す。一号 滋賀大学日本経済文化研究所叢書、一九六〇年・一九六七年、二六頁)。
- (7) 「赤崎田地水入帳」(菅七二八号、三六一三七頁)。
- (8) 「大夫成引付」(『王子神社文書』)II 「王」と略す。一八八号、『和歌山県史』中世史料一、一九七五年、五三四—五三五頁)。
- (9) 「日熊国宗・紀友恒連署田地紛失状」(王十二号、四一八—四一九頁)。
- (10) 「座衆帳」(鹿島神社文書)、『香芝町史 史料編』、一九七六年、一七一—八頁)。
- (11) 高牧美『宮座と村落の史的研究』(吉川弘文館、一九八六年)二〇二—一〇三頁)。
- (12) 『新猿楽記』(東洋文庫) 四二四、平凡社、一九八三年)二三六一—三七頁)。
- (13) 尾張国郡司百姓等解(『宝生院文書』、『平安遺文』)II 「平」と略す。三三九号、四七三頁)。
- (14) 同注13。
- (15) 厚見郡司字厚見王大夫政則など(『美濃国西郡莊住人申文案』、『東大寺文書』四一—三、平二四六九号、二〇七二頁)。
- (16) 「阿蘇社祠官番役結番定」(肥後阿蘇文書)、『鎌倉遺文』II 「鎌」と略す。三一三九七号、一五八九〇頁)。
- (17) 五味文彦『増補吾妻鏡の方法』(吉川弘文館、二〇〇〇年)二六〇—二六七頁)。
- (18) 『紀利包草庭壳券』(勝尾寺文書)三六号、『箕面市史』史料編第一、第三、一九六八—一九七二年、第一、二九頁)。
- (19) 『勝尾寺初後夜田地目録』(勝尾寺文書)九五五号、第二、二六九頁)。
- (20) 『新猿楽記』七六頁。
- (21) 『丹波国後河莊田堵等解』(百巻本東大寺文書)九五号、平七五六号、八六八頁)。
- (22) 泉谷康夫「任用国司について」(『古代文化』二六一五、一

中世在地官途名の位置づけと変遷（中村）

- (23) 「丹波国大山庄司解案」(『東寺百合文書』ヰ、『兵庫県史』史料編古代二、一九八七年、二七三—二七四頁)。
- (24) 「丹波国大山庄司解」(同注27、三七六—三七七頁)。
- (25) 戸田芳実『日本領主制成立史の研究』(岩波書店、一九八四年三〇三頁)。
- (26) 藏持重裕『日本中世村落社会史の研究』(校倉書房、一九九六年。以下、藏持著書と略す)。七六一八一頁。
- (27) 藏持著書。九四一九七頁。
- (28) 「秦守高多烏浦立始次第注進状」(『秦文書』)、「秦」と略す。
- (29) 「若狭国御家人注進案」(『東寺百合文書』ホ、鎌八五四号、六四六頁)。「若狭国税所今當名領主代々次第」(『群書類從』第四輯、補任部、一九七九年、三四五頁)。「若狭国惣田數帳写」(『東寺百合文書』ユ、鎌九四二二号、五二〇七頁)。
- (30) 「秦守高多烏浦立始次第注進状」(秦一六号、一一页)。
- (31) 「西津庄多烏浦百姓等言上状案」(秦三三号、二二頁)。
- (32) 「多烏浦刀禰栗守重・汲部浦刀禰栗駒時未連署注進状案」(秦一、一二号、七・八頁)。
- (33) 同注34。
- (34) 「秦守高多烏浦作畠注進状」(秦一五号、一頁)。
- (35) 宝治二年に、現役刀禰秦守高と大春日則元の間に相論発生(「領家方・地頭方連署下知状」、秦六号、五頁)。建長年間に一時則元が刀禰に補任されたが(「多烏浦刀禰職裁許状」、秦三〇号、一九頁)。建長四年には、守高が再任(「多烏浦刀禰職安堵下文」、秦八号、六頁)。その後守高は、同七年(「多
- (36) 同注32。
- (37) 「秦守重言上状案」(秦二九号、一九頁)。
- (38) 在庁稻富名を領有する大春日氏は、代々「相大夫」を名乗つた(「沙彌某相大夫補任状」(『常陸國總社宮文書』三三号)、「茨城県史料」中世一、一九七〇年、三九九頁など)。
- (39) 錦昭江『刀禰と中世村落』(校倉書房、二〇〇二年)一六九頁。
- (40) 吉井敏幸「和泉国国衙領支配と別名制」(『日本史研究』一八四号、一九七七年)一頁。
- (41) 「若狭国惣田數帳写」(同注29)。
- (42) 藏持著書九八一九九頁。
- (43) 「大山庄内検帳」(『東寺百合文書』)や、「東寺文書」丹波国大山庄一四三号、「兵庫県史」史料編中世六、一九九一年、八〇一八三頁)。
- (44) 「六波羅裁許状」(『東寺百合文書』ホ、「若狭国太良莊関係史料集成」一、三一号、小浜市、二〇〇一年、二〇一六頁)
- (45) 藏持著書二一四頁。
- (46) 黒田弘子『中世惣村史の構造』(吉川弘文館、一九八五年)一三六一一三八頁)。
- (47) 藩部寿樹「中世村落と宮座」(『史料と伝承』六、一九八一年)四頁。
- (48) 福真睦城「近江国葛川にみる青蓮院・無動寺の支配機構」

(鎌倉遺文研究会『鎌倉時代の政治と経済』、東京堂出版、一九九九年)。

(49) 丸山幸彦「庄園領主支配の構造と変質」(『日本史研究』七四、一九六四年)に代表される。最近のものでは、榎原雅治

「中世前期村落の一特質について」(『歴史学研究』五二七、一九八四年)、坂田著書など。

(50) 注48福真論文。

(51) 「葛川絵図」を利用した一連の研究(葛川絵図研究会「葛川絵図」に見る空間認識とその表現、「日本史研究」二四四、一九八二年)や、それを踏まえた下坂守の靈場論(葛川・伊香立相論考)(『史林』六七一、「一九八四年)。領域構成に注目される水野章二の研究(結界と領域支配)(『日本中世の村落と莊園制』、校倉書房、二〇〇〇年)など。

(52) 高木徳郎「中世における山林資源と地域環境」(『歴史学研究』七三九、二〇〇〇年)、藏持重裕「山地葛川の『堺相論』と村落」(平成十年度~十二年度科学研究費補助金研究成果報告書)「山間村落における交流の総合的研究」(二〇〇一年)。

(53) 「葛川預所下文」(葛川明王院文書)「『明』と略す。七〇号、村山修一「葛川明王院文書」、吉川弘文館、一九六四年、五〇~五二頁。国会図書館所蔵分は、「国」をつけ、京都大学所蔵分も、この本の目録番号で表す。)

(54) 「沙彌願仏訴状」(京甲一号、鎌一七九九二号、九四一三頁)。

(55) 「明王院所当并散在年貢注文」(明五六九号、四二〇一四三五頁)。

(56) 「葛川住人等起請文」(明七六号、五五一五六頁)。

(57) 「葛川預所下文」(明四五二号、三〇五~三〇六頁)。

(58) 同注55。

(59) 坂田著書(二五四~一六一頁)。

(60) 「葛川根本住人末孫注文案」(明四五号、二九一三〇頁)。

(61) 「無量寿院雜掌申狀」(明六二号、三九一四〇頁)。

(62) 同注55。

(63) 「葛川上村左座檢校友貞注進狀」(明三七一号、二五四頁)。

(64) 注51下坂論文。

(65) 「青蓮院門跡道玄御教書案」(明一四六、一四七号、一一六頁)、「青蓮院宮法親王令旨案」(国七号、八四八頁)。

(66) 「葛川常住并住人等陳狀案」(明四一二号、二七九、二八〇頁)、「十樂院宮令旨」(国六〇号、八八八頁)。

(67) 「青蓮院宮慈道法親王令旨」(明四〇号、二七貞)。

(68) 「葛川常住僧等解」(明一四四号、一一一~一二二頁)。

(69) 「十樂院宮令旨」(国六〇号、八八八頁)。

(70) 「性瞬書状」(明三一四号、二〇九一二二〇頁)。

(71) 「葛川常住并住人等請文案」(京丙四九号、鎌二六六〇九号、三七三三頁)。

(72) 「葛川行者衆議陳狀案」(明四三一号、二九二~一九五頁)。

(73) 「定仙書状」(明二四五号、一七四頁)。

(74) 同注55。

(75) 「青蓮院宮令旨」(国五八号、八八七頁)。

(76) 「定仙書状」(明一五〇号、一一七~一八頁)。

(77) 同注71。

(78) 「葛川常住并住人申狀案」(明一〇六号、七四一七五頁)。

(79) 「葛川常住并住人等申狀案」(京丙三七号、鎌二六二八二号、三五八六頁)。

(80) 同注71。

(81) 「葛川死人手負交名注文案」(明二五号、一五貞)、「葛川常

中世在地官途名の位置づけと変遷（中村）

- (82) 「葛川常住并住人等請文案」(明二三三号、一六一—一七頁)。
- (83) 「伊香立政所書状」(明五三六号、三四八—三四九頁)。
- (84) 同注78。
- (85) 「葛川常住并住人等書状」(明一九三号、一四一—一四二頁)。
- (86) 「葛川常住并住人等越訴申状案」(明三三二号、一九一二—二頁)。
- (87) 「葛川常住僧賢秀陳狀案」(明六四号、四〇—一四一頁)、「快弁申状案」(明六五号、四一—一四四頁)。

- (88) 「近江国葛川住人等申状案」(『京都大学所蔵明王院文書』、
- (89) 鎌二六五一四号、一三一九二頁)。

- (90) 「無動寺政所下知状案」(明二八一号、三五一—三五二頁)。

- (91) 「葛川職事定使等連署注進状案」(京丙四一号、鎌二六四二四号、一三六四五頁)。

同注55。

- (92) 称号という言葉に関して坂田は、「宮座で大夫成を行つた者に与えられる称号で、これは姓型字にもその他の字にも付く敬称」なので、官途名に含めないとしている(坂田論文四一頁)。しかし、「大夫成」を行つた者に与えられる称号については、権守成・左衛門成(「天文二十年常神神社棟札」)、常神神社棟札(「若狭漁村史料」)、一九六三年、九〇頁)なども見られる。さらに、そもそも全ての官途名は、「官途成」を経て得た称号である。他の字の下に付くので敬称だという点も、他にも字の下に付く例がある。菅浦莊の永正一四年春成山畠帳・同一五年秋成山畠帳・同一六年春成山畠帳(菅四七九号・四七八号・四九〇号、二二三一・二三七・二二七一—三一・二四四頁)で、「四年の「弥六」は、前後の名前や畠の面積から、一五年の「弥六検校」、一

六年の「弥六」と同一人物だと思われ、「検校」がそれのみで字となりうるもの下に付いている。「鷹庄引付」には、「音阿弥衛門・蓮道兵衛」(『兵庫県史』史料編 中世三、一九八八年、三六頁)があり、法名と官途が結びつくこともあつた。以上、官途名自体が本来的に称号的な性質を持ち、大夫と他の官途名に差はない。

- (93) 「伊香立葛川相論覚書」(明四七四号、三一九—三二〇頁)。
- (94) 「坂田著書二六頁)。

- (95) 「伊香立葛川行者衆陳狀案」(明四三三号、二九五頁)。

- (96) 同注55。

- (97) 「賴圓舉状案」(明一九八号、一四四頁)。

- (98) 「定使書状案」(明四四三号、三〇〇—三〇一頁)。

- (99) 「清原恒重等起請文」(国一五号、八五六頁)。

- (100) 「坂田著書」二一八—二三五頁)。

- (101) 「伊香立莊庄官百姓等二問狀」(国十号、八五一頁)。

- (102) 「金次郎入道起請文案」(国三九号、八七六頁)。

- (103) 「葛川久多両莊堺相論日記」(明五六八号、四〇二—四一九頁)。

- (104) 「藤木久志「村の若衆と老衆」(『戦国の作法』、平凡社、一九八七年)。

- (105) 「行者連署状案」(明四四〇号、二九八頁)。

- (106) 「葛川行者衆陳狀案」(明四三三号、二九五頁)。

- (107) 注92参照。

- (108) 「むすびあう地域」(『日本の中世十二 村の戦争と平和』、講談社、二〇〇二年) 一三四頁)。

(109) 黒川正宏「権守について」(『中世惣村の諸問題』(国書刊行会、一九八二年)。

〔天文二十年

常神神社棟札〕(『常神神社棟札』五、九〇頁)。

同注34。

〔多烏浦百姓等鎌倉夫用途注進状〕(秦三七号、二四頁)。

〔多烏浦刀禰職安堵下文〕(秦四号、五頁)。

〔某袖判下文〕(秦二二号、一七頁)。

注109 黒川論文二七九頁。

注35 参照。

〔六波羅御教書案〕(秦二四号、一七頁)。

注39 錦著書六四頁。

(本学会会員)

The Meaning and transition of “zaiti-kantona” during the Medieval Times

中世在地官途名の位置づけと変遷
(中村)

by NAKAMURA, Akiko

“Kantona” (popular name using government post and title) is seen widely in local community (“zaiti”) during medieval times. Until now, “kantona” has been discussed in connection with government post system of the Imperial Court or “kanto-nari” of shrine seat (“miyaza”) in the medieval latter term. Because of these tendencies, “kantona” has been regarded as a mere social position sign.

But the author thinks that it is important to examine “kantona” in age of the order. So, in this article, the author intends to depict the process which “kantona” spread out and to clarify the meaning of “kantona” .

The presence of farmers(called “tato”)commissioned government posts in the method such as “nenkyu”and the participation in the backward regions backward regions of the persons concerned in provincial government (“kokuga”)are the background that “kantona” permeated into “zaiti” . They commissioned government posts independently, and after that, their descendants arrogated their ancestors’ posts to themselves without installation. Thus many kinds of “kantona”coexisted in “zaiti” in the medieval former term.

When it becomes the medieval latter term, the kinds of “kantona” decreased and it was systematized. In the same time, a group (called “soson”)was being established in order to deal with disputes and protect their village from surrounding villages. In that process, the village used “kantona” as its original title. Leaders of the village had “kantona” and it raised their company consciously.